静岡県労働保険指導協会だより

令和４年 冬号

p2 勤怠集計＆賃金計算を正しく行いましょう

法改正

p3 令和４年４月・10月　雇用保険料が変更
令和４年10月・令和6年10月　社会保険が適用拡大
令和４年４月・10月　育児休業に関する改正
令和４年４月　パワハラ防止措置義務化

賃金に関すること

p4～5 月60時間を超える 法定時間外労働の割増賃金率が５割以上

p6 月給の方も最低賃金以上か 社会保険料に変更があるか ご確認お願い致します

p7 令和４年10月より最低賃金が上がりました

p8 時間外労働とは残業のことですか？

令和４年第３期労働保険料の納期です
納期限までにご納付をお願い致します

〒420-0961　静岡市葵区北3-7-27

静岡県労働保険指導協会

☎ 054-297-5104

社会保険に加入しましょう

経営者の方も
所得補償のある労災保険に
任意で加入すれば
安心です。

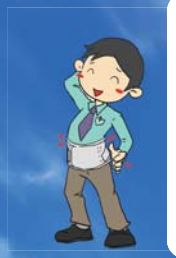

労災保険

1人でも従業員を雇っていれば
加入義務あり（強制）。当会の事業所様は、
ご加入済みです。ただし、経営者の方のご
加入は、別途申し込みが必要です（任意）。
セーフティネットなのでご加入をお勧めします。

厚生年金保険

●法人
従業員の人数を問わず強制加入
●個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
（飲食業、理容業、等の一部の
業種は任意加入）

雇用保険

雇用保険料が
令和4年4月＆10月
に変更されました（3ページ）

31日以上引き続き雇用が
見込まれ、
1週間の所定労働時間が
20時間以上の従業員（パート・アルバイト等を含む）
を1人でも雇っていれば加入義務があります。

健康保険

健康保険・厚生年金保険の
加入対象が段階的に広がります
詳しくは3ページ

●法人
従業員の人数を問わず強制加入
●個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
（飲食業、理容業、等の一部の
業種は任意加入）

CHECK!

同一労働同一賃金

令和3年4月より（中小企業）

◆ 非正規雇用労働者（パート、有期雇用労働者、派遣労働者）を雇っている場合には、賃金をはじめとする待遇の見直しが必要になる場合があります。

◆ 正社員と非正規雇用労働者の待遇差について説明を求められた場合には、待遇差の内容や理由を説明しなければなりませんので、不合理な待遇の違いがある企業においては、改善に向けて取り組みを進めましょう。

詳しくは当会まで

☎ 054-297-5104

今月の基礎知識

2020年4月（大企業は2019年4月）より
時間外労働に上限が設けられています

Q. 時間外労働とは残業のことですか？

関連記事：
★「勤怠集計＆賃金計算を正しく行いましょう」
➡2ページ
★「月60時間を超える法定時間外労働の割増賃金率が5割以上になります」➡4～5ページ

A. 「残業」と「時間外労働」は似ていますがイコールではありません。

法定労働時間は、1週間で40時間（一部の業種は44時間）、1日8時間までと定められています。この**法定労働時間を超える労働を「時間外労働」**といい、労働基準法で禁止されています。

例えば、会社の就業規則で「1日の所定労働時間は7時間」と定めている場合、**7時間を超えたところから8時間までは法定時間外労働ではありません。**一般に、法定内残業といわれているものです。時間外労働の割増賃金の支払い義務は生じません。

なお、法定労働時間を超えて労働させるには36協定を労働基準監督署に届け出て、時間外労働に対して通常の賃金の2割5分以上の割増賃金を支払わなければなりません。

2023年4月より、月60時間を超える時間外労働に対して、割増賃金を50%以上支払うことが義務になります（中小企業の場合。大企業はすでに支払い義務あり）。

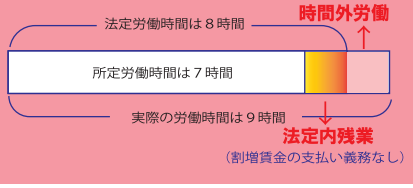

編集と発行　労働保険事務組合　静岡県労働保険指導協会
〒420-0961 静岡県静岡市葵区北 3-7-27　電話：054-297-5104　FAX：054-297-5101
E-mail: info@shizuoka-rouho.com　URL http://shizuoka-rouho.com/